

2020年3月19日

スイス損害保険会社

## 新型コロナウイルスに関するご案内

### 更改契約や保険料支払猶予に関する特別措置について

新型コロナウイルス感染症によりご契約者さまが影響を受けられた場合について、弊社の取扱商品は企業保険のみでございますため、弊社では一律に更改手続きや保険料のお支払いに猶予を設ける対応は取っておりません。しかしながら昨今の状況下、通常どおりの更改手続きを行うことについて、特段困難なご事情を抱えるご契約者様がいらっしゃいましたら、弊社までご連絡下さいますようお願い申し上げます。